6　カジノ事業者は、第一項の承認を受けた事項又は前項の規定による届出に係る事項が免許状の記載事項に該当するときは、遅滞なく、その書換えを受けなければならない。

7　カジノ事業者は、第一項の承認を受けたカジノ施設の構造又は設備の変更に係る工事を完成したときは、遅滞なく、カジノ管理委員会の検査を申請しなければならない。

8　前項の検査の申請は、当該カジノ施設についてカジノ施設供用事業者がある場合には、当該カジノ施設に係る第百二十九条第五項の検査の申請と同時にしなければならない。

9　カジノ管理委員会は、第七項の検査の結果、当該カジノ施設が第四十一条第一項第七号及び第八号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、これを合格させてはならない。

10　カジノ管理委員会は、第七項の検査については、第八項に規定する場合には、その申請に係るカジノ施設を第百二十九条第五項の検査に合格させるときでなければ、これを合格させてはならない。

11　カジノ事業者は、第一項の承認を受けてその構造又は設備を変更したカジノ施設（当該変更に係る部分に限る。次項において同じ。）について、第七項の検査に合格した後でなければ、これをカジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務の用に供してはならない。

12　カジノ事業者は、第一項の承認を受けてその構造又は設備を変更したカジノ施設の供用を開始したときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

（免許の取消し）

第四十九条　カジノ管理委員会は、カジノ事業者について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、第三十九条の免許を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により第三十九条の免許、第四十三条第二項の更新又は第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項若しくは前条第一項の承認を受けたこと。

二　第四十一条第一項各号に掲げる基準に適合していないこと。

三　第四十一条第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当していること。

四　正当な事由がないのに、第四十四条第三項の規定による合格の日から起算して六月以内にカジノ行為業務を開始せず、又は引き続き六月以上カジノ行為業務を休止し、現にカジノ行為業務を行っていないこと。

（免許の失効）

第五十条　カジノ事業者について、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、第三十九条の免許は、その効力を失う。

一　第三十五条第一項の規定により区域整備計画の認定が取り消されたとき。

二　カジノ施設供用事業者がある場合において、第百二十四条の免許が取り消され、又は失効したとき。

（免許状の返納）

第五十一条　免許状の交付又は書換えを受けた者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、免許状（第四号にあっては、発見し、又は回復した免許状）をカジノ管理委員会に返納しなければならない。

一　カジノ事業を廃止し、又は譲渡したとき（第四十六条第一項又は第四十七条第一項の承認を受けた場合を除く。）。

二　第四十九条又は第二百四条第三項の規定により第三十九条の免許が取り消されたとき。

三　前条の規定により第三十九条の免許が失効したとき。

四　亡失により免許状の再交付を受けた場合において、亡失した免許状を発見し、又は回復したとき。

2　前項第一号に掲げる場合において、免許状の返納があったときは、第三十九条の免許は、その効力を失う。

3　免許状の交付又は書換えを受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、免許状をカジノ管理委員会に返納しなければならない。

一　合併以外の事由により解散したとき　清算人又は破産管財人

二　合併により消滅したとき（当該消滅までに、合併後存続し、又は合併により設立される会社について第四十五条第一項の承認が与えられなかったときに限る。）　合併後存続し、又は合併により設立された会社の代表者

（定款）

第五十二条　カジノ事業者は、定款の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

2　カジノ管理委員会は、前項の認可の申請があったときは、当該申請が定款に係る第四十一条第一項第十一号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

（業務方法書）

第五十三条　業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　カジノ行為業務及びこれに附帯する業務に関し、カジノ行為の種類及び方法に関する事項（賭金額、払戻率その他のカジノ行為に関する事項を含む。）、顧客に対する情報提供の方法に関する事項、カジノ行為が公平かつ公正に行われることを確保するための措置に関する事項、顧客のカジノ行為への誘引のための措置に関する事項並びに広告及び勧誘に関する事項

二　第七十条第一項の確認に関する事項

三　第百十条第一項の措置に関する事項

四　第百十一条第一項の措置に関する事項

五　特定金融業務を行おうとするときは、その種別及び内容に関する事項

六　カジノ行為区画内関連業務を行おうとするときは、その種別及び内容に関する事項

七　カジノ事業者が行う業務（カジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務以外の設置運営事業に係る業務を含む。以下同じ。）の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当該カジノ事業者が行う業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

八　カジノ事業者が行う業務の会計に関する事項

九　前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2　前条の規定は、業務方法書の変更について準用する。

（カジノ施設利用約款）

第五十四条　カジノ施設利用約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　カジノ施設の利用に関する事項（第六十八条第一項第一号及び第二号に掲げるカジノ施設の利用を制限する措置に関する事項を含む。）

二　カジノ行為の種類及び方法に関する事項（賭金額、払戻率その他のカジノ行為に関する事項を含む。）

三　特定金融業務に関する事項

四　取引時確認（犯罪収益移転防止法第四条第六項に規定する取引時確認をいう。第五十六条第一項第一号において同じ。）及び第百四条各項の措置に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2　第五十二条の規定は、カジノ施設利用約款の変更について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十一条第一項第十一号」とあるのは、「第四十一条第一項第十二号」と読み替えるものとする。

（依存防止規程）

第五十五条　依存防止規程には、第六十八条第一項及び第二項の措置に関する事項を記載しなければならない。

2　第五十二条の規定は、依存防止規程の変更について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十一条第一項第十一号」とあるのは、「第四十一条第一項第十三号」と読み替えるものとする。